

令和5年度第12回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和6年3月13日(水) 午後1時30分から午後3時15分
2. 開催場所 鳥取市人権交流プラザ 3階 大ホール

3. 出席委員 (18名)

会長	8番	濱田 香	会長職務代理者	6番	田 洸	緑
委員	1番	福田 淳一郎	委員			
〃	2番	中村 精	〃	13番	藏内 敏博	
〃	3番	山田 準二	〃	14番	石谷 隆	
〃	4番	砂川 重雄	〃	15番	柳田 和廣	
〃	5番	建部 憲二	〃	16番	竹森 潔	
〃	7番	小林 照美	〃	17番	福安 修	
〃	9番	小林 光徳	〃	18番	岩永 正司	
〃	10番	下田 義男	〃	19番	川上 信温	
〃	11番	河毛 早苗				

4. 欠席委員 (0名)

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員：17名)

旧市	川島 忍	河原町	荻原 誠
旧市	太田 忍	河原町	大谷 志
邑美	有本 知勝	佐治町	小谷 章
せんだい	有田 裕	気高町	角田 完
せんだい	森本 寿夫	気高町	浜辺 信康
高草	山岡 茂	気高町	藤本 武夫
湖南	木浪 哲夫	鹿野町	橋本 和夫
湖東	佐々木 文仁	青谷町	大石 剛史
福部町	谷口 泰彦		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第 73号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 74号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 75号	非農地証明について
議案第 76号	利用状況調査による非農地判断について
議案第 77号	鳥取市農用地利用集積計画について
議案第 78号	鳥取市農用地利用集積等促進計画について
議案第 79号	農地利用最適化推進委員の辞任の同意について

第3 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について
- (2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (3) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (4) 農地の形状変更届出書の受理について
- (5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (6) 所有者等を確認することができない農地について

7. 事務局 谷口局長 広谷局長補佐 堀係長 坂本主任 小出主事

8. 会議内容

	開会：午後1時30分
谷口局長	ただ今から、令和5年度第12回鳥取市農業委員会総会を開会します。 それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 (会長あいさつ)
谷口局長	まず、定足数の確認ですが、18名中18名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立していることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号2番 中村委員、3番 山田委員をお願いします。
議長	それでは、議事に入ります。議案第73号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号66～79番の14件ありますが 整理番号66番は、倭文で売買 整理番号67番は、河原町谷一木で贈与 整理番号68番は、双六原で贈与による所有権移転です。 整理番号69番は、河原町袋河原で贈与による所有権移転ですが、譲受人と整理番号70番の譲渡人は夫婦です。一応、贈与と表現しておりますが、整理番号69番と整理番号70番は農地の交換をしたような形となりますので、一括して審議をお願いします。 整理番号71番は、気高町下光元で売買 整理番号72番は、青谷町桑原で贈与 整理番号73番、74番は、同一の譲受人が贈与を受ける所有権移転ですので、一括して審議をお願いします。 整理番号75番は、野坂で売買 整理番号76番は、叶で売買 整理番号77番は、大桝で売買による所有権移転です。 整理番号78番の福部町湯山の件につきましては、農地で営農を行いながら上部空間で工作物を設定する権利である区分地上権を設定し、太陽光発電設備を設置するものです。 区分地上権の設定の許可基準は、権利が設定される農地及び、その周辺農地への影響がないかどうかということになります。 農地法5条申請の際に審議する内容と同じとなりますので、第5条申請の審議の際に、3条申請も一括して審議をお願いします。 最後に、整理番号79番は、青谷町蔵内で贈与による所有権移転となっております。 すべての申請が、農地法第3条第2項各号の許可をすることができない事項に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。
議長	それでは、整理番号66番を審議します。担当推進委員、有田委員の報告をお願いします。
有田委員	3月1日に建部農業委員と事務局、私とで現地確認をいたしました。 この申請は、現地に行ってみますと、稲刈りをした後がずっと田んぼの中に残っておりまして、どうも、譲受人がずっと以前から頼まれて耕作されていたというようなことも聞いております。 譲受人は、この農地から5分くらいしか離れていない所に住んでおられまして、この

		農地以外にも約66アールの田畑を耕作しておられます。 トラクターとか、田植機、コンバイン等を持っておられました。 ずっとこれまで家族の皆さんと一緒に農業をしてこられましたので、問題ないと思います。
議	長	引き続きまして、担当農業委員、建部委員の報告をお願いします。
建 部 委 員		今、有田推進委員が詳しく説明されたので、私の方からは何もありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号66番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番67号番を審議します。担当推進委員、荻原委員の報告をお願いします。
荻 原 委 員		現地確認が3月4日、事務局、農業委員の河毛さんと私3名で実施いたしました。 現地ですが、譲受人の自宅の目の前の小さい田んぼ二つが現状です。家の真ん前ですので、約5、6メートルの家の前という状況で、事前に隣の田んぼも譲渡人から譲渡を受けておられ申請漏れという形で、追加で二つ頂いたという感じです。 現状ですが、譲渡人は高齢のため、一切、農業をやっておられません。 譲受人の方ですが、稲を刈り取られた後が実質あるようです。今回は、その追加という形で申請されました。チェックシート上、問題はありません。
議	長	引き続き、担当農業委員、河毛委員の報告をお願いします。
河 毛 委 員		先ほどの荻原委員のおっしゃった通りで何ら問題ないと思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号67番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号68番を審議します。担当推進委員、木浪委員の報告をお願いします。
木 浪 委 員		3月2日に福田(淳)委員と譲受人と私の3名で現地確認を行いました。 譲渡人はお父さんでございますが、非常に高齢だということで息子さん70歳でございますが、元気な時は東京で仕事をしておられました。故郷に帰っておられます。 チェックシートで確認しましたが、何ら問題ありません。
議	長	引き続き、担当農業委員、福田(淳)委員の報告をお願いします。
福田(淳)委員		この案件は、今年の1月に、この本委員会において農振農用地に編入するように審議をいただいた所です。中山間地域補助金をもらうためにこの農地を編入して農地を守っていかうということです。
議	長	質疑・意見はございませんか。

		(質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号68番につきまして、一括して原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号69番、70番につきまして一括して審議します。担当推進委員、荻原委員の報告をお願いします。
荻原委員		整理番号69番、70番は、交換という形になります。 現地確認は、先ほどと同様に3月4日、3名によって実施しました。譲渡人と譲受人の同席の上、現地確認をさせていただきました。 整理番号70番の譲受人は、申請地と合わせて3反の長方形の田んぼを所有されておられます。その一角の100㎡程が譲渡人の夫の所有になっております。非常に形の悪い農地の状況でした。 以前より、おじいさんの代から早く交換してくださいということで事前にお互いが交換するという約束事が出来ていたようでございます。 この度、これを申請して交換して、形の良い田んぼにするという形で、譲受人も農業にも非常に意欲的をやっているということでございます。 それから整理番号69番の譲受人は、畑としてご利用いただいております。 現状では、ジャガイモとかいろいろな野菜を作っておられます。 実質、交換という形になりますので、チェックシート上何の課題もなく問題もないと考えております。 交換することによって、非常にスムーズな形になると思います。
議	長	引き続き、担当農業委員、河毛委員の報告をお願いします。
河毛委員		荻原委員の説明のとおりです。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号69番、70番につきまして、原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号71番を審議します。担当推進委員、藤本委員の報告をお願いします。
藤本委員		この案件は、3月6日に事務局と農業委員と推進委員2人が譲受人と現地確認いたしました。 申請地は、去年まで耕作されていませんでした。
議	長	引き続き、担当農業委員、柳田委員の報告をお願いします。
柳田委員		譲受人は、先月に続きまして対象面積約1.2haです。先月も報告しました通り3台の大型トラクターをお持ちであるとか、7条の田植え機、5条刈のコンバインと大型の農機、乾燥機等々を持っておられます。 今回の申請地7筆、約1.2haの方は、現地を確認したところ、農機具の保管場所から5分くらいで行けるところです。所有権移転後も、稲作をされるとのことでした。

		<p>譲渡人は、10年くらい前にお父さんが死去された後、田んぼを作る気がなくて貸して作ってもらっていたとのことでした。</p> <p>この度、直接、譲渡人が譲受人宅へ来られて、買っていただけないかと話をされたようです。</p> <p>このような経緯から問題ない判断しました。</p>
議	長	<p>質疑・意見はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議	長	<p>無いようですので採決に入ります。</p> <p>整理番号71番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。</p> <p>整理番号72番を審議します。担当農業委員、竹森委員の報告をお願いします。</p>
竹 森 委 員		<p>推進委員が欠席しておりますので、私が報告します。</p> <p>現地確認日は3月1日、現地確認者は、譲受人、事務局、推進員2名、私の計5名です。</p> <p>当該地は、譲受人が以前から借りて耕作していたが、譲渡人は鳥取市在住で、高齢であり農業をするには難しいということで、当該地を譲渡人に譲渡したということです。</p> <p>譲受人は84歳ですが、体は60歳代のように、現地確認時も果樹園の農作業の途中で待ち合わせ場所まで下りてきて、一緒に現地案内してくれました。</p> <p>譲受人は、水田、畑、果樹園の145アールの広大な農地を所有している専業農家で、当該地の所有権移転後も水田として農薬等は、地域の防除基準を遵守することです。</p> <p>また、耕作等に使用している農業機械は、耕うん機1台、トラクター1台、田植え機1台、乾燥機1台というような状況の中、農作業に毎日、畑仕事、果樹園等に出かけるのが日課とのこと。</p> <p>耕作放棄地はなく、地域における農地等の農業上効率的かつ総合的な利用の確保に支障ないと思料致します。</p>
議	長	<p>質疑・意見はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議	長	<p>無いようですので採決に入ります。</p> <p>整理番号72番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。</p> <p>整理番号73番、74番を一括で審議します。担当推進委員、橋本委員の報告をお願いします。</p>
橋 本 委 員		<p>3月2日、砂川農業委員、譲受人、私で現地確認いたしました。</p> <p>整理番号73番の畑は、水谷川の土手の近くにあり、周りは畑です。現在は、譲受人が畑として借りて利用しておりました。</p> <p>農業従事者は、60代後半の夫婦であり問題ありません。距離は家が近くで問題ありません。あと、チェックシートを確認しましたが、問題ないと思われまます。</p> <p>整理番号74番は、先ほど説明した整理番号73番の隣にくっ付いている土地でありまして、30年以上、耕作放棄地になっておりまして、今回、譲り受けて畑として利用されるということで、全く問題ないと思われまます。</p>
議	長	<p>引き続き、担当農業委員、砂川委員の報告をお願いします。</p>

砂川委員	整理番号73の畑は、面積の要件で登記ができなくて、整理番号74の畑も含めて登記の予定です。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に入ります。 整理番号73番、74番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号75番を審議します。担当推進委員、山岡委員の報告をお願いします。
山岡委員	3月7日、事務局、小林(光)委員、譲渡人、譲受人と私で現地確認をいたしました。 現状、譲受人が自然薯を育てておられて畑の状態でした。 許可があり次第、代金の支払いを行い、引き続き、畑を続けられるようです。 許可することに問題ないと判断いたしました。
議長	引き続き、担当農業委員、小林(光)委員の報告をお願いします。
小林(光)委員	先ほどの山岡推進委員の報告のとおりであります。 譲受人は69アール程借りて、主に野菜を中心に作っておられます。 チェックシート等に照らし合わせても問題ありません。許可をしても支障がないと思います。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に入ります。 整理番号75番につきまして、原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号76番を審議します。担当推進委員、太田委員の報告をお願いします。
太田委員	譲渡人は、8年くらい前に、農地を相続されて、農業をしておられません。近隣の方に耕作してもらっています。 譲受人は、退職してから自分の食べる分は自分で作りたいという思いから、家族で出来る範囲の農地を探していらっしゃいました。 働く意欲もございますので、何ら問題ないと思います。
議長	引き続き、担当農業委員、藏内委員の報告をお願いします。
藏内委員	現地確認の結果につきましては、太田推進委員の報告のあったとおりです。 譲受人は、自給自足の生活をしたいと考えておられて、以前から適当な農地を探しておられました。 自宅からも近い農地、耕作意欲も高いということで許可することに問題ないと判断いたします。
議長	質疑・意見はございませんか。

		(質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号76番につきまして、原案どおり許可決定することに異議ございませんか。
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号77番を審議します。担当農業委員、小林(光)委員の報告をお願いします。
小林(光)委員		3月7日、立会者は譲受人、事務局と私でございますが、推進委員は現地確認しておりませんので、私が報告します。 譲渡人は、申請地を相続しておられます。管理は、近所の人に任せておりましたが、高齢にもなりましたし、とても管理できないとのこととどなたかに譲りたいと思っておられました。 譲受人は、近くの田んぼ26アールで水稻を栽培されておられます。 田植機、トラクター、コンバイン等を共同所有されておられまして、今回の畑については、野菜を作りたいということで購入されるようです。 チェックシート等照らし合わせて、許可に支障ないと思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号77番につきまして、原案どおり許可決定することに異議ございませんか。
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号79番を審議します。担当農業委員、石谷委員の報告をお願いします。
石谷委員		譲渡人は、こちらに住んでおられず、土地を譲渡したいとのことでした。 譲受人は、圃場より徒歩5分のところに住んでおり、コンバイン、田植え機を所有しており、農地の引き渡しに何ら問題ないと判断しました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号79番につきまして、原案どおり許可決定することに異議ございませんか。
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第73号「農地法第3条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第74号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号33番から35番と一時転用8番と9番の6件でございます。 整理番号32番、申請地は気高町飯里、転用目的は農業用倉庫、農地区分は農用地区域内農地、許可根拠は農用地利用計画指定用途です。 整理番号33番、申請地は朝月、転用目的は住宅への進入路、農地区分は第2種農地、許可根拠は集落接続です。 整理番号34番、申請地は気高町上光、転用目的は駐車場、農地区分は第2種農地、許可根拠は集落接続です。 整理番号35番、申請地は気高町北浜一丁目、転用目的は住宅建築、農地区分は第3種農地、許可根拠は原則許可です。 一時転用の8番、申請地は国府町木原、転用目的は公共工事に伴う資材置場、農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なし、一時転用期間は許可日から令和6年8月14

日です。

一時転用の9番、申請地は福部町湯山、転用目的は営農型太陽光発電設備、農地区分は農用地区域内農地、許可根拠は一時転用、一時転用期間は令和6年3月27日から3年間です。

議長 整理番号32番を審議します。担当推進委員、角田委員の報告をお願いします。

角田委員 3月6日に石谷農業委員、事務局と私で現地確認を行いました。賃借人は以前にも同じ土地で転用をしていますが、足りないことから、今回20m×8mの農業用倉庫を設置して、大型トラクターやそのアタッチメント等を管理するためです。何ら問題ないと思います。

議長 引き続き、担当農業委員、石谷委員の報告をお願いします。

石谷委員 報告のとおりで、問題ありません。

議長 質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長 無いようですので採決に入ります。
整理番号32番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。
整理番号33番を審議します。担当推進委員 森本委員の報告をお願いします。

森本委員 3月1日に建部農業委員、事務局、私で現地確認を行いました。転用目的は自宅への進入路のためです。隣地の畑側には擁壁をされており、問題ないと思います。

議長 引き続き、担当農業委員、建部委員の報告をお願いします。

川上委員 森本推進委員の報告のとおりです。

議長 質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長 無いようですので採決に入ります。
整理番号33番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。
整理番号34番を審議します。担当推進委員 藤本委員の報告をお願いします。

藤本委員 3月6日に柳田農業委員、事務局、私、譲受人の4人で現地確認を行いました。水路に橋を架けて駐車場にされるとのことです。

議長 引き続き、担当農業委員、柳田委員の報告をお願いします。

柳田委員 補足させていただきます。現地は低い草が生えておりました。北側は譲渡人の旧住宅があり、東側は1m幅の水路を挟んで公道、西側は譲受人の住宅、南側は譲受人の宅への進入路と納屋が建っていますので、他の農地に影響を及ぼすことはありません。以前から苗置場にされていましたが、許可後には水路に橋を架けて駐車場にされますが、苗置場としても利用するとのこと。譲渡人と譲受人は従兄弟関係であります。違反転

用の有無の確認で、現在の南側の建っている納屋の土地の地目が農地のままであったので、その場で非農地証明の申請をしてくださいと指導いたしました。今日、事務局に確認したら申請されたとのことですので、問題は無くなりました。

議 長 質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので採決に入ります。
整理番号34番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。
整理番号35番を審議します。担当推進委員 浜辺委員の報告をお願いします。

浜 辺 委 員 3月6日に石谷農業委員、事務局、私で確認を行いました。土地区画整理事業地で周辺も住宅であり支障ありません。

議 長 引き続き、担当農業委員、石谷委員の報告をお願いします。

石 谷 委 員 浜辺委員の報告のとおりです。

議 長 質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので採決に入ります。
整理番号35番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。
一時転用8番を審議します。担当農業委員 山田委員の報告をお願いします。

山 田 委 員 昨年の台風7号で、申請地の川下が4か所ほど崩れており、その復旧工事に伴うものです。工事施工されている会社の社長さんと現地確認を行いました。工事用のコンクリート製品を一時的に置くところとして一時転用されるものです。工期は8月までとなっていますが、5月末までに工事を終えて撤去する予定ということです。問題なく復元もされると思いますので、問題ありません。

議 長 質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので採決に入ります。
一時転用8番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。
一時転用9番を審議します。担当推進委員 谷口(泰)委員の報告をお願いします。

谷口(泰)委員 3月5日に濱田農業委員、事務局、私、賃貸人と賃借人の5人で現地確認を行いました。現地は海士と湯山の境界あたりで、周辺はらっきょう畑です。3年ごとの申請で3回目になるとのことです。建築物にも変更はありません。パネル下部で栽培されているサカキ、ヒサカキとも栽培管理も良く収穫も問題なく、何も問題ありません。

議 長 引き続き、担当農業委員濱田ですけども、説明に補足はありません。

議	長	同じ案件であり、3条の整理番号78番も一緒に審議させていただきます。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 議案第73号の整理番号78番と議案第74号一転用9番につきまして、原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 以上で議案第74号「農地法第5条の規定による許可申請について」を終わります。 引き続き議案第75号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		整理番号121番から132番までの全部で12件となります。申請地、申請者、事由、現況につきましては議案書に記載の通りです。
議	長	整理番号121番を審議します。担当推進委員、川島委員の報告をお願いします。
川 島 委 員		2月29日に農業委員と事務局の3名で現地確認をしました。申請地は、両隣にあるアパートに挟まれており、日当たりも悪く、農地利用は困難な土地になります。ご審議よろしくをお願いします。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号121番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号122番を審議します。担当推進委員、小谷委員の報告をお願いします。
小 谷 委 員		3月1日に農業委員と事務局、申請人の4名で現地確認をしました。申請地は、昭和57年から58年にかけて、農道カマヒラ線道路用地として整備しております。登記簿上の地目が畑のため、現況との相違があるため今回、申請されたものです。昨年の災害の復旧工事をするために地目変更するということです。チェックシートの④人為的潰廃地で転用の事実行から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、問題ないと判断します。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号122番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号123番を審議します。担当推進委員、川島委員の報告をお願いします。
川 島 委 員		2月29日に農業委員と事務局の3名で現地確認をしました。申請地には、建物が建

っております。農地行政上も特に支障がないと認められる土地になりますので、ご審議よろしくをお願いします。

議 長 質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので、採決に移ります。
整理番号123番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。
整理番号124番を審議します。担当推進委員、川島委員の報告をお願いします。

川 島 委 員 2月29日に農業委員と事務局の3名で現地確認をしました。申請地には、建物が建
っております。農地行政上も特に支障がないと認められる土地になりますので、ご審
議よろしくをお願いします。

議 長 質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので、採決に移ります。
整理番号124番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。
整理番号125番を審議します。担当推進委員、大谷委員の報告をお願いします。

大 谷 委 員 3月4日に農業委員と事務局の3名で現地確認をしました。申請地の1筆には、物置
小屋が建っており、もう1筆には、しいたけの乾燥などが行われていた作業場が建っ
ておりました。農地への復旧が困難な土地と判断いたしました。

議 長 質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので、採決に移ります。
整理番号125番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。
整理番号126番を審議します。担当推進委員、佐々木委員の報告をお願いします。

佐々木委員 3月6日に農業委員と事務局、申請者の4名で現地確認をしました。現地の周辺は住
宅地域で、昭和61年に事務所を建築しており、現況は、砂利、コンクリートが敷いて
あり、一部家庭菜園がありました。30年以上経過しており事務所の駐車所としても利
用していますので、何ら問題ありません。

議 長 質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので、採決に移ります。
整理番号126番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
(異議なし)

議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号127番を審議します。担当推進委員、山岡委員の報告をお願いします。
山岡委員		3月7日に農業委員と事務局、申請人の代理人2名の合計5名で現地確認をしました。申請地は竹が生い茂っており、耕作不相当で復旧も困難な状況でした。よって非農地証明で問題ないと判断しました。以上です。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号127番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号128番を審議します。担当推進委員、有本委員の報告をお願いします。
有本委員		3月8日に農業委員と事務局の3名で現地確認をしました。申請地は、ブロック塀に囲まれた住宅の敷地内で、その一部に農地がありまして、明治時代から変わらず現在に至っております。何代も相続が農地のままで、今の所有者の方が農地を変更したいということで今回申請されました。近隣にも迷惑がかかりませんし、住宅地ですので、よろしくをお願いします。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号128番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号129番を審議します。担当農業委員、小林(光)委員の報告をお願いします。
小林(光)委員		3月7日に農業委員と事務局、申請人の4名で現地確認をしました。登記地目は畑となっておりますが、申請地は、昭和56年より農業用倉庫の敷地として利用されており、現在に至っております。農地行政上も特に支障がないと認められる土地です。報告終わります。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号129番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号130番、131番、132番は隣接している土地ですので一括して審議します。担当推進委員、大石委員の報告をお願いします。
大石委員		3月1日に農業委員と事務局、申請人の代理人の行政書士と土地家屋調査士、推進委員2名の合計6名で現地確認をしました。申請地の1筆は、防災広場で避難所として利

用されており、残りの3筆は、原野化・山林化していて、いずれも2、30年以上耕作放棄状態です。周囲に耕作地はなく、農地行政上も特に支障を及ぼす影響はありません。以上です。

議 長 質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので、採決に移ります。
整理番号130番、131番、132番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。
以上で議案第75号「非農地証明について」を終了します。
引き続き議案第76号「利用状況調査による非農地判断について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第76号利用状況調査による非農地判断について説明します。
農地法第30条第1項の規定による利用状況調査において、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号 農林水産省経営局長・農林水産省農村振興局長通知)に基づき、再生利用が困難と見込まれる農地と判断した土地について、同法第2条第1項の農地に該当しないことについて決定を求めます。議案の方は再生利用が困難と見込まれる農地の総括表となっております。区域別、地目別面積は次のとおりです。

高草	田	7筆	5,558.00 m ²	畑	15筆	4,460.00 m ²	その他	1筆	410.00 m ²
	計	23筆	10,428.00 m ²						
湖東	田	7筆	4,338.00 m ²	畑	17筆	6,949.00 m ²	その他	1筆	466.00 m ²
	計	25筆	11,753.00 m ²						
国府	田	0筆	0.00 m ²	畑	0筆	0.00 m ²	その他	1筆	496.00 m ²
	計	1筆	496.00 m ²						
福部	田	6筆	3,623.00 m ²	畑	3筆	1,364.00 m ²	その他	1筆	79.00 m ²
	計	10筆	5,066.00 m ²						
河原	田	5筆	2,356.00 m ²	畑	4筆	2,639.00 m ²	その他	1筆	109.00 m ²
	計	10筆	5,104.00 m ²						
用瀬	田	2筆	986.00 m ²	畑	4筆	624.00 m ²	その他	0筆	0.00 m ²
	計	6筆	1,610.00 m ²						
気高	田	2筆	99.00 m ²	畑	4筆	1,994.00 m ²	その他	0筆	0.00 m ²
	計	6筆	2,093.00 m ²						
鹿野	田	13筆	11,842.00 m ²	畑	1筆	399.00 m ²	その他	0筆	0.00 m ²
	計	14筆	12,241.00 m ²						
青谷	田	3筆	323.00 m ²	畑	2筆	3,570.00 m ²	その他	0筆	0.00 m ²
	計	5筆	3,893.00 m ²						
	計	田 45筆	29,125.00 m ²	畑 50筆	21,999.00 m ²	その他 5筆	1,560.00 m ²		
	計	100筆	52,684.00 m ²						

これは、令和5年度の農地パトロールで非農地判断した農地で、再生利用が困難と見込まれる農地と判断した土地となっております。なお、筆別一覧については別紙のとおりです。

以上で説明を終わります。

議 長 では、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので、採決に移ります。

		議案第76号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。
		続きまして議案第77号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	鳥取市長から、令和6年3月26日告示予定で農用地利用集積計画の決定を求められています。
		利用権を設定しようとするものが、新規 50件、更新 46件、計 96件、面積は、田 254, 995㎡で、畑 17, 041㎡、その他が14, 494㎡となっており、計 286, 530㎡です
		権利種別の内訳は、賃借権 42件、使用貸借による権利 54件となっています。
		農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議	長	議案第77号につきまして一括して質疑・意見を伺います。何かありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。
		議案第77号「鳥取市農用地利用集積計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。
		引き続き、議案第78号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	これは、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、鳥取市が作成した農用地利用集積等促進計画(案)について、農業委員会の意見を聴くものです。
		今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田 299, 711㎡、畑 15, 471㎡、樹園地(その他) 25, 776㎡、総計340, 958㎡となっております。権利種別の内訳は、賃借権 123件、使用貸借による権利 51件の合計 174件となっています。
		農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議	長	一括で質問・意見を受け付けます。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。
		議案第78号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。
		議案第79号「農地利用最適化推進委員の辞任の同意について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	農地利用最適化推進委員から一身上の都合による辞任願を受理しましたので、辞任について同意を求めます。

		<p>農業委員会等に関する法律第23条に農地利用最適化推進委員の辞任について定めてあります。正当な理由により、農業委員会の同意を得て辞任することができます。</p>
議	長	<p>質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議	長	<p>無いようですので、みなさん同意いただけるということでしょうか。 (異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしとし、議案第79号「農地利用最適化推進委員の辞任の同意について」、原案どおり同意いたしました。 それでは、報告事項に移ります。最初に事務局からの説明をお願いします。</p> <p>報告事項 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について (2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について (3) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について (4) 農地の形状変更届出書の受理について (5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について (6) 所有者等を確知することができない農地について</p>
事	務	<p>局 お手元のA4版両面の「(6)所有者等を確知することができない農地について」を追加させていただきます。こちらは、農業委員会が毎年行う利用状況調査、農地パトロールで遊休農地と判定された農地や、遊休化のおそれのある農地については、所有者が明らかな場合には、利用意向調査を行います。所有者不明や送付先がわからないなどの場合は、農業委員会による探索をし、登記簿や戸籍謄本を請求し調査を行います。探索を行っても所有者等が不明の場合に、所有者不明である旨の公示を2か月間行うことになっております。公示しても所有者等が名乗り出ない場合は調査終了になります。先月の総会の報告事項がその公示の報告となります。今回の報告事項は、公示後、所有者等が名乗り出なかったら、中間管理機構にその旨を通知するというものです。通知後は中間管理機構が利用権の設定に関して、鳥取県知事に対して裁定の申請することができ、知事の裁定により中間管理権を取得した中間管理機構が耕作者の方と利用権の設定ができるという制度のものになります。概要は裏面をご覧ください。以上です。</p>
議	長	<p>詳しくは裏面に載っていますので、ご覧ください。何か質問・意見はございませんか。</p>
議	長	<p>無いようですので、以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和5年度第12回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。</p> <p>閉会 午後3時15分</p>